

療養費改定のお知らせ（令和 6 年 6 月）

平素は当院をご利用いただき誠にありがとうございます。

さてこの度、令和 6 年 6 月 1 日より、厚生労働省による療養費（施術料金）の改定が実施されることとなりました。また、令和 6 年 10 月にも、再度の改定が行われます。

そのため、6 月 1 日以降は、これまでの施術料金から変更となりますことをご了承くださいませ。また、改定の詳細内容に関しましては、下記をご参照ください。

※本改訂では、基本的なマッサージ・鍼灸の料金の増額が行われます。自己負担金額がある患者様の場合はお支払金額が変動致しますので、ご注意ください。

改訂金額の詳細と自己負担金額がどの程度増額となるのかにつきましては、本紙裏面に詳細を記載致しましたので、ご確認ください。

※1 割負担で計算しております。2 割・3 割の方は 2 倍・3 倍にてお考え下さい。

★令和 6 年 6 月 1 日～

① マッサージ・変形徒手・温罨法の施術料の料金改定（増額）

※温罨法はオプション施術ですので、ご希望の方のみとなります。

② 鍼灸施術料・鍼灸初検料の料金改定（増額）

※鍼灸初検料は鍼灸を 6 月以降に初めて行う方・1 回目のみご請求するものです。

上記 2 項目につきまして、増額の改定となりました。

★令和 6 年 10 月 1 日～

① 往療料の距離加算の廃止（改定前は 4km 超えの場合+250 円となっていましたが、改定後は 4km 以内でも 4km 超えでも往療料はすべて同一となり、一律 2300 円となります）

② 訪問施術料の創設（同時施術 3 人以上の場合、減額）

これまで施術料金と訪問料金（往療料）は別々の算定でしたが、今後は「訪問施術料」として、これまでの施術料金と訪問料金（往療料）が合算して算定されます。

※一か所の訪問先に対して 1 人、又は同時に 2 人までの施術を行う場合、料金は令和 6 年 6 月改定の金額から変更はありません。

※一か所の訪問先に対して同時に 3 人以上の施術を行う場合、料金は令和 6 年 6 月改定の金額よりも減額となります。

※令和 6 年 10 月の改定詳細は、改定時期が近づき次第ご案内させていただきます。

今後も皆様のお役に立てるようより質の高い施術の提供を心がけて参ります。

何卒ご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

□改訂の詳細と自己負担金額の目安□

■マッサージ (10割の計算)

- ・マッサージ 1 部位につき 350 円 → 450 円(+100 円)
※1 割負担の方で 1 回あたり 10 円の増額
例：マッサージ 5 部位の方=1 部位 10 円×5=50 円の増額
- ・変形徒手 1 部位 1 回につき 450 円加算 → 470 円加算 (+20 円)
※1 割負担の方で 1 回あたり 2 円の増額
例：変形徒手 4 部位の方=1 部位 2 円×5=10 円の増額
- ・温罨法を併施 1 回につき 125 円加算→ 180 円(+55 円)
※1 割負担の方で 1 回あたり 5.5 円の増額
- ・温罨法を併施+電気光線器具使用 1 回につき 160 円加算→ 300 円(+140 円)
※1 割負担の方で 1 回あたり 14 円の増額

■鍼灸施術料 (10割の計算)

- 1 術 (はり又はきゅうのいずれか一方) の場合 1 回につき 1,550 円 → 1,610 円 (+60 円)
※1 割負担の方で 1 回あたり 6 円の増額
- 2 術 (鍼灸併用) の場合 1 回につき 1,610 円 → 1,770 円 (+160 円)
※1 割負担の方で 1 回あたり 16 円の増額

■鍼灸初検料 (6 月以降に初めて行う方・1 回目のみご請求) (10 割の計算)

- ・1 術 (はり又はきゅうのいずれか一方) の場合 1,780 円 → 1,950 円 (+170 円)
※1 割負担の方で 1 回あたり 17 円の増額
- ・2 術 (鍼灸併用) の場合 1,860 円 → 2,230 円 (+370 円)
※1 割負担の方で 1 回あたり 37 円の増額
※鍼灸初検料につきましては、現在継続して鍼灸施術を受けて頂いている方への影響はございません。

★凡例①-----金額増額イメージ (マッサージ 5 部位・変形徒手 4 部位の方の場合)

※マッサージの最大部位数で計算 ※10 割での計算 ※往療費は 4km 以上で計算

現行=マッサージ 1 部位 350 円×5+変形徒手 1 部位 450 円×4+往療費 4km 以上 2,550 円
=6,100 円 (1 回 10 割)

改定後=マッサージ 1 部位 450 円×5+変形徒手 1 部位 470 円×4+往療費 4km 以上 2,550 円
=6,680 円 (1 回 10 割)

→1 割負担の場合、1 回あたり 610 円→668 円へ増額の計算となります (58 円の増額)

★凡例②-----金額増額イメージ (鍼灸両方の施術を行っている方の場合) ※条件は①と同様

現行=鍼灸施術料 1,610 円+往療費 4km 以上 2,550 円=4,160 円 (1 回 10 割)

改定後=鍼灸施術料 1,770 円+往療費 4km 以上 2,550 円=4,320 円 (1 回 10 割)

→1 割負担の場合、1 回あたり 416 円→432 円へ増額の計算となります (16 円の増額)